

# 取引先会社の代表者が認知症の場合の債権回収

当社の取引先会社の代表者が認知症となってしまいましたが、取引先会社は営業を廃止し、新たな代表者が選任されないまま放置されています。当社は取引先会社に対し売掛金債権を有しており、認知症になった代表者個人がその連帯保証人となっています。当社は取引先会社及び代表者個人に対する請求を検討していますが、具体的にどのようにすればよいでしょうか。

## 1. 会社の法律行為

会社は観念的な存在であり、目に見える実体がありませんので、会社の社会的活動は現実には機関を通じてなされます。会社の法律行為は、代表者を通じて行われ、代表者の法律行為が会社に帰属することになります。

契約の申込み等の意思表示や催告等の意思の通知を受けた者がその当時、意思能力を欠く状態にあるときは、当該意思表示等は効力を生じないものと解されます（民法 98 条の 2 参照）。

会社の代表者が認知症等によって意思能力を欠く状態にあるときには、代表者に対し催告等の通知をしても代表者がこれを受領することができないため、そのままでは会社に対し催告等の通知の効力が生じないこととなります。

## 2. 会社法上の一時代表取締役

会社の代表取締役が欠けた場合に、裁判所は、株主、役員、債権者等の利害関係人の申立てにより代表取締役の職務を行うべき者を選任することができ（会社法 351 条 2 項）、これを一時代表取締役と呼びます。

意思能力を欠く状態にある代表者について成年後見開始の審判がなされ（民法 7 条）代表取締役が欠けたことになれば、債権者としては、裁判所に対し一時代表取締役の選任を申し立て、選任された一時代表取締役に対し催告等の通知をすることができます。

## 3. 訴訟法上の特別代理人

個々の訴訟行為について意思能力が欠けている場合、当該訴訟行為は無効とされます。

裁判所から送達された訴状を受領することも訴訟行為とされているので、訴状が裁判所から送達された当時被告が意思能力を欠く状態にあるときは、当該被告には送達を受領する能力がないため、そのままでは訴えは却下されることとなります。

会社を被告として訴えを提起する場合、訴状が裁判所から送達された当時会社の代表者が認知症等によって意思能力を欠く状態にあるときは、そのままでは訴えは却下されることとなります。

会社に対し、訴訟を提起したり強制競売を申し立てるなどの場合に、裁判所に対し一時代表取締役の選任を求めるほか、裁判所に対し民事訴訟法 35 条の特別代理人の選任を求める手続があります。

特別代理人とは、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことがで

きない場合にすみやかに訴訟手続を進めるために選任されるものです。

民事訴訟法 35 条は、同法 37 条により法人の代表者について準用されていますから、法人について法人の代表者が欠けた場合又は法人の代表者が代表権を行うことができない場合において、法人に対し訴訟行為をしようとする者は特別代理人の選任を申し立てることができるものと解されます。

民事訴訟法 35 条の「法定代理人が代理権を行うことができない場合」とは、代理権の行使について法律上の制限がある場合をいいますが、意思無能力者は訴訟行為を有効になしえませんが、法定代理人が意思能力を欠く場合も法定代理人の代理権行使について法律上の制限がある場合に該当するものと解されます。

したがって、会社の代表者が意思無能力である場合には、民事訴訟法 37 条により、裁判所に対し特別代理人選任を申し立て、会社に対し訴訟を提起することができることとなります。

#### 4. 代表者個人の保証責任を追及する場合

代表者個人を被告として訴訟を提起する場合に、訴状が裁判所から送達された当時代表者が認知症等により意思能力を欠く状態にあるときは、そのままでは訴えは却下されます。

民事訴訟法 35 条 1 項は特別代理人を選任できる場合として「未成年者又は成年被後見人に対し訴訟行為をしようとする者」と規定しているので、これをそのまま読めば、代表者個人が成年後見開始の審判を受けていない場合は、同条項に該当しないように読めます。

しかし、東京高裁昭和 62 年 12 月 8 日判決は、現在の民事訴訟法 35 条 1 項に相当する旧民事訴訟法 56 条の規定につき「心神喪失の常況にありながらまだ禁治産宣告を受けていない場合にも、この制度の利用を認めるべきことは当然である」として、心神喪失の常況にありながら、まだ後見開始の審判を受けていない者に対して訴えを提起する場合に、民事訴訟法 35 条の特別代理人の選任の申し立てができるものと判示しています。

したがって、認知症により意思能力を欠く状態にある代表者個人に対し訴訟により保証責任を追及する場合には、代表者個人の特別代理人選任を申し立てることにより訴訟を提起することができることとなります。

#### 5. 本件の場合

取引先会社の代表者について認知症により後見開始の審判がなされていれば、一時代表取締役の選任を申し立て、その一時代表取締役に対し請求するという方法をとることができます。

取引先会社に対し売掛金請求の訴訟を提起する場合、民事訴訟法 35 条の特別代理人選任を申し立て、特別代理人を被告代理人として訴訟を提起することができます。

また、認知症になった代表者個人に対し保証債務履行請求の訴訟を提起する場合、代表者個人の特別代理人選任を申し立て、特別代理人を被告代理人として訴訟を提起することができます。